

○宝塚市立児童館条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第38号

（指定管理者の指定）

第18条第1項～第3項 略

- 4 市長は、児童館(センターを除く。以下この条において同じ。)の指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 5 児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に児童館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(次項において「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、児童館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 児童館の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立地域利用施設条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第34号

（指定管理者の指定）

- 第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、地域利用施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に地域利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。
 - (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が地域利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 地域利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。

（平26条例36・一部改正）